

日曜にも受け取れます マイナンバーカード



- 9月25日(日)、10月9日(日)
8:30~12:00 ※次は10月23日(日)です。
- マイナンバーカード(個人番号カード)の
交付案内が届いた人
- 本庁市民課のみ
※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日
の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。
- ・マイナンバーカード交付通知書(交付案内に同封)
・本人確認書類(交付案内参照)
・通知カード(回収します)
・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)
- 市民課(☎0848-38-9166)

金曜は午後7時まで市民課 関係窓口を時間延長します

- 本庁市民課、因島総合支所市民生活課
- 各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)
の発行、パスポートの受け取りなど
※住所変更、パスポートの申請はできません。
- 市民課(☎0848-38-9102)
因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)
※所得に関する証明については、事前に担当課へ
ご確認ください。
- 収納課(☎0848-38-9172)
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

清掃

〜ペットボトルの
ラベルとキャップは
容器包装
プラスチックへ〜

- 【尾道・御調・向島地区】 尾道市クリーンセンター(☎0848-48-2900)
衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】
- 【因島地区(原・洲江含む)】 南部清掃事務所(☎0845-24-0432)
- 【瀬戸田地区】 南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)

9月の休日ごみ持込受付 ※対象は家庭ごみ。

24日(土)	御調清掃センター	8:30~11:00
25日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30~12:00
	南部清掃事務所 瀬戸田名荷埋立処分地	

- ※休日のごみ持込が多くなっており、大変混雑しています。
- ・大量に持ち込みされる場合は、平日に持ち込みをお願いします。
- ・必ず分別をして、分別ごとに下ろしやすいようにして持ち込み
してください。
- ・持込の際は危険ですので場内での徐行をお願いします。
- ※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込
受付はありません。

9月の「祝日」のごみ収集

- 9月19日(月・敬老の日)
月・木曜日が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。
- 9月23日(金・秋分の日)
火・金曜日が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。
- ※ごみ・資源物・粗大ごみの持込受付はありません。

おしえて! エコレンジャー

ごみ収集車の中のごみが
突然燃え出すことが
あります。

ごみ収集車の
火災の原因は?

- 1 大量のごみ投入
- 2 燃やさないごみの投入
- 3 火災の主な原因は、
ライターなどのガスなど中身が
入ったまま出された物です。
- 4 必ず中身を空にして
出してください。

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)
10:00~16:30/月・木・祝日休館

10月の出張販売

10/1(土)	10:00~14:00	市民センターむかいしま
10/11(火)	10:30~14:00	因島総合支所1階デッキ
10/12(水)	10:30~14:00	瀬戸田市民会館前駐車場
10/14(金)	10:00~14:00	道の駅クロスロードみつぎ

https://www.facebook.com/onomichi.recycle

9/18(日) 13:30~	自転車かんたん修理教室 ☎300円+実費 ☎1人 ☎修理用自転車など
9/21(水) 13:30~14:30	EMボカシ講習会 ☎2人 ☎米ぬか1kg
10/7(金) 13:30~15:00	ダンボールコンポスト講習会 ☎600円 ☎2人 ☎ダンボール箱2個
感謝セール	夏物衣類最終処分セール ☎9月16日(金)~25日(日)

後期高齢者医療 今年は保険証の更新が2回あります。

後期

令和4年度は、後期高齢者医療のすべての被保険者に、保険証が
2回送付されます。10月から使用する新しい保険証(橙色)を、広島
県後期高齢者医療広域連合から送付します。

	送付時期	有効期限	一部負担割合
1回目	7月15日 (送付済)	8月1日~9月30日	1割または3割
2回目	9月16日	10月1日~ 令和5年7月31日	1割・2割・3割の いずれか

有効期限に注意し、10月からは 新しい保険証の使用を

10月1日以降は、新しい保険証を使用し、有効
期限切れの保険証はご自分で廃棄してください。
ただし、7月下旬に送付された保険証に同
封されていた「限度額適用認定証」または
「限度額適用・標準負担額減額認定証」(申
請済の人に限り)の有効期限は令和5年
7月31日です。誤って廃棄されないように注意
してください。



▲新しい保険証は、
この封筒で
お送りします。

10月から、一部負担金の割合が 変更になる人がいます

一部負担金の割合は、毎年8月に前
年の所得等を基に判定されています。
そのため、一部負担金が前年度から
変更になる場合があります。

また、今年10月1日から、一部負担
割合に「2割」が追加されます。市県
民税課税世帯の人は、1回目の保険証
が1割負担であっても、「2割」になる
可能性があります。9月下旬に届く保
険証でご確認ください。

※詳しくはHPをご覧ください



▲広島県後期高齢者
医療広域連合HP

☎保険年金課(☎0848-38-9135) 広島県後期高齢者医療広域連合(☎082-502-3010)

年金生活者支援給付金制度について

この制度は、公的年金等の収入やその他の所得額
が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援する
ために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。(ただし、
すでにこの給付金を受け取られている人は、改めての
手続きは不要です。) ご案内や事務手続きは、日本年
金機構(年金事務所)が実施します。

- 老齢基礎年金を受給している人で、①~③すべ
てを満たす人
- ① 65歳以上である
- ② 世帯員全員が市町村住民税が非課税となっている
- ③ 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円
以下である
- ・ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人
で、前年の所得額が約472万円以下である人

請求手続き

①年金を受給している人で、新たに年金生活者支援 給付金を受け取ることができる人

9月初旬頃から、日本年金機構より請求可能な旨
のお知らせが送付されます。同封のはがき(年金生
活者支援給付金請求書)に記入し提出してくださ
い。令和5年1月4日までに請求手続きが完了すると、
令和4年10月分からさかのぼって給付金を受け取る
ことができます。



▲上記①の人には、
この封筒でお送りします。

②新たに年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きとともに、年金事務所か市役所で
給付金の請求手続きをしてください。

☎ねんきんダイヤル(☎0570-05-4092(ナビダイヤル))

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。 日・時・期間 場所 対象 内容 料金 持ち物 電子メール ホームページ 申込方法 申込先 問い合わせ先 電話 FAX